

(長崎県) 石木ダム関連工事 差し止めの仮処分を申し立て

(朝日新聞長崎版 2月3日)



写真・図版 (写真) 支援者らが見守る中、申立書の提出に向かう地権者や弁護士ら＝佐世保市石木ダム (川棚町) の建設予定地からの移転を拒む地権者らが2日、建設を計画している県と佐世保市に対して、すべての関連工事の差し止めを求める仮処分を長崎地裁佐世保支部に申し立てた。弁護団によると、申立人は予定地の居住者やダム事業に反対する各地の計505人。

申立人は、事業によって予定地の居住者の生活や今後の人生が奪われ、人格権が侵害されるなどと主張。県収用委員会による土地の強制収用を可能にする手続きや、県が始めた道路の付け替え工事が進めば、「(居住者らの) 権利の完全な回復を図ることは不可能」と強調し、工事を早期に停止させる必要性や緊急性があると訴えている。反対地権者ら110人は昨年11月、公共性や必要性が欠けるダムの事業認定は違法だとして、国の認定を取り消すよう求める行政訴訟を長崎地裁に起こした。弁護団によると、行政訴訟では事業が認定要件を満たしているかどうか争われるが、仮処分の審尋では事業によって申立人の権利が侵害されるおそれがあるかどうか争点になるという。馬奈木昭雄弁護団長は申し立て後の会見で、「非道な行政の行為を許してはいけない」として、さらなる申立人の参加に期待を寄せた。申し立てをした反対地権者の岩本宏之さん(71)は「ダム問題には50年近く精神的に追い詰められ、拘束され、苦しめられてきた。さらに今度は住宅を壊して、住民を追い出そうとする。品格が疑われる対応だ」と県や市を批判した。ダムの目的は佐世保市の利水と川棚川流域の治水で、1975年に国が事業を採択した。